

Ⅱ 業務の概要

II 業務の概要

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害の福祉に関し、知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の申請に関する事務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行う精神保健福祉に特化した専門機関である。（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号））

「精神保健福祉センター運営要領」（平成8年1月19日健医発第57号厚生省保健医療局長通知）に基づく精神保健福祉センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまでの広範囲にわたるとされ、以下の業務を行っている。

1 企画立案

(1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条
- ・精神保健福祉センター運営要領（平成8年1月19日健医発第57号厚生省保健医療局長通知）

(2) 趣旨

政令市の精神保健福祉主管課及び関係機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(3) 事業内容

ア 政策形成に関する会議への出席

会議名	主催	R2 出席回数
岡山市障害者施策推進協議会	保健福祉局障害福祉課	2回

イ 審議会

○ 岡山市精神保健福祉審議会

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条第1項の規定に基づき、市条例で設置する。精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議し、意見具申する。

精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者、精神障害者の医療に関する事業に従事する者及び精神障害者の社会復帰、自立及び社会経済活動参加の促進を図るための事業に従事する者等により構成されている。

- ・設置年月日 平成22年4月1日
- ・委員数 12人（平成31年4月1日現在、定員15人以内）
- ・開催状況 1回／年度

○ 岡山市精神障害者地域支援対策審議会

岡山市精神保健福祉に関する審議会設置条例の規定に基づき、精神障害者の地域移行・地域定着支援の円滑な推進に関すること及び、精神障害者の地域生活を支える施策について、専門的見地での評価等を行う機関として、専門職、関係機関の代表等により構成している。

- ・設置年月日 平成23年4月1日
- ・委員数 10人（平成31年4月1日現在、定員15人以内）
- ・開催状況 0回（令和2年度以降）

○ 岡山市依存・嗜癖関連問題対策審議会

岡山市精神保健福祉に関する審議会設置条例の規定に基づき、地域における依存・嗜癖関連問題対策について、専門的見地での評価等について協議する機関として、専門知識を有する医師等により構成している。

- ・設置年月日 平成23年4月1日
- ・委員数 14人（平成31年4月1日現在、定員15人以内）
- ・開催状況 1回／年度

○ 岡山市思春期精神保健福祉審議会

岡山市精神保健福祉に関する審議会設置条例の規定に基づき、思春期精神保健関連事業について専門的見地から協議・評価する機関として、専門的知識を有する専門職、関係機関の代表等により構成している。

- ・設置年月日 平成23年4月1日
- ・定数 15人以内
- ・開催状況 0回（平成25年度以降）

2 技術指導及び技術援助

(1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 6 条
- ・精神保健福祉センター運営要領（平成 8 年 1 月 19 日健医発第 57 号厚生省保健医療局長通知）

(2) 趣旨

地域精神保健福祉を推進するため、保健所、保健センター及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 事業内容

ア 複雑困難事例等関係機関への支援実績

（令和 2 年度）

	技術指導・援助													計
	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	その他	
保健所	10	101	12	0	7	0	3	32	17	8	0	0	326	516
市町村	0	13	1	0	0	0	12	13	26	5	0	0	89	159
福祉事務所	0	25	5	0	0	0	3	40	11	9	0	0	38	131
医療施設	2	955	40	4	2	0	10	30	17	42	0	0	298	1,400
介護老人保健施設	0	6	0	0	0	0		0	0	0	0	0	2	8
障害者支援施設	0	3	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	36	43
社会福祉施設	0	203	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	41	248
その他	6	366	68	5	3	0	51	73	266	57	0	0	556	1,451
実施件数	18	1,672	126	9	16	0	80	188	340	121	0	0	1,386	3,956

*精神疾患と診断されている者に関する相談は「その他」に計上する

(令和3年度)

	技術指導・援助													
	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	ひきこり	自殺関連	犯罪被害	災害	その他	計
保健所	0	167	17	0	1	0	8	32	4	17	0	0	397	643
市町村	2	12	0	0	0	1	15	5	4	17	28	0	109	193
福祉事務所	0	12	9	0	0	0	0	13	13	33	0	0	98	178
医療施設	0	1,102	52	1	8	0	12	32	46	64	0	0	615	1,932
介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0		6	0	0	0	0	45	51
障害者支援施設	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	109
社会福祉施設	0	146	0	0	0	0	0	10	0	2	0	0	94	252
その他	2	627	35	2	14	0	53	120	167	92	1	1	892	2,006
実施件数	4	2,159	114	3	23	1	88	218	234	225	29	1	2,330	5,429

*精神疾患と診断されている者に関する相談は「その他」に計上する

イ 庁内との連携

内容	主管課
岡山市市民協働推進本部会議	市民協働企画総務課
地域共生ワーキンググループ	保健福祉企画総務課
岡山市自殺対策連絡協議会	保健管理課
岡山市退院後支援担当者連絡会	健康づくり課
地域精神保健福祉連絡会	健康づくり課
地域別精神保健福祉連絡会	各保健センター
岡山市障害者施策推進協議会	障害福祉課
岡山市寄り添いサポートセンター支援ネットワーク連絡会議	生活保護・自立支援課
岡山市生活保護受給者等就労準備支援事業委託業者選考委員会	生活保護・自立支援課
成年後見センター権利擁護支援検討会議	福祉援護課
岡山市再犯防止推進連絡会	福祉援護課
岡山市発達障害者支援地域協議会	発達障害者支援センター
岡山市子どもを守る庁内ネットワーク	こども福祉課
岡山市要保護児童対策地域協議会市代表者会議	こども福祉課

岡山市子ども・若者支援地域協議会	地域子育て支援課
岡山市人権施策推進本部幹事会	人権推進課
DV対策庁内ネットワーク会議	女性が輝くまちづくり推進課
岡山市犯罪被害者等支援庁内連絡会議	生活安全課

ウ 関係機関との連携

内容	主管課
岡山市日常生活自立支援事業契約締結審査会	岡山市社会福祉協議会
岡山市障害者自立支援協議会全体会	岡山市障害者自立支援協議会
岡山市障害者自立支援協議会運営会議	岡山市障害者自立支援協議会
岡山市障害者自立支援協議会精神保健部会	岡山市障害者自立支援協議会
岡山市障害者自立支援協議会東部地域部会	岡山市障害者自立支援協議会東部地域部会
岡山市障害者自立支援協議会南西地域部会	岡山市障害者自立支援協議会南西地域部会
岡山市障害者自立支援協議会中央・北地域部会	岡山市障害者自立支援協議会中央・北地域部会
岡山県精神保健福祉協会理事会	岡山県精神保健福祉協会理事会

エ 国・県関係との連携

内容	主管課
全国精神保健福祉センター長会・同大都市部会	全国精神保健福祉センター長会
全国精神保健福祉センター長会 常任理事会	全国精神保健福祉センター長会
全国精神保健福祉センター研究協議会	全国精神保健福祉センター長会
全国精神医療審査会連絡協議会	全国精神保健福祉センター長会
全国精神医療審査会長・精神保健福祉センター所長会議	全国精神医療審査会連絡協議会
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム担当者会議	厚生労働省 障害保健福祉部 精神・障害保健課
全国自殺対策主管課長等会議	いのち支える自殺対策推進センター
地域自殺対策推進センター連絡協議会	いのち支える自殺対策推進センター
ひきこもり地域支援センター全国連絡協議会	ひきこもり地域支援センター全国連絡協議会
ひきこもり対策推進事業関係都道府県・指定都市担当者会議	ひきこもり地域支援センター全国連絡協議会
中国四国精神保健福祉センター長会・同主管課担当者合同会議	中国四国精神保健福祉センター長会
中国四国薬物中毒対策連絡会議	厚生労働省 医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課
アルコール健康障害対策及び依存症担当者会議	依存症対策全国センター

都道府県等依存症専門医療機関・相談員等全国会議	依存症対策全国センター
岡山県精神科救急医療システム連絡調整委員会	岡山県健康推進課
おかやま子ども・若者サポートネット実務者会議	岡山県男女共同参画青少年課
岡山県依存症対策推進協議会	岡山県精神科医療センター
岡山県依存症対策推進協議会治療支援コーディネーター部会	岡山県精神科医療センター
岡山県医療観察制度運営連絡協議会	岡山保護観察所
岡山県医療観察制度ケア会議	岡山保護観察所
薬物からの回復のための岡山県地域支援連絡協議会	岡山保護観察所
心神喪失者等医療観察法関係研究協議会	岡山地方裁判所
地域援助推進協議会	岡山少年鑑別所

3 人材育成

(1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 6 条
- ・精神保健福祉センター運営要領（平成 8 年 1 月 19 日健医発第 57 号厚生省保健医療局長通知）
- ・精神保健福祉センターにおける特定相談事業実施要領
（昭和 64 年 1 月 5 日健医発第 3 号厚生省保健医療局長通知）
- ・心の健康づくり推進事業実施要領（昭和 60 年 6 月 18 日健医発第 727 号厚生省保健医療局長通知）

(2) 趣旨

保健所、保健センター、福祉事務所、社会復帰施設その他の関係諸機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術水準の向上を図る。

(3) 事業内容

ア 研修実績

【令和 2 年度】

	研修名	開催日	受講者数	対 象	内 容
ひきこもり対策事業	ひきこもり支援従事者研修会	R2.12.2 13:00～15:40 会場：北ふれあいセンター	19 人	ひきこもり支援に携わっている支援者	「総社市×岡山市 2 つの地域の実践から学ぶひきこもり支援の在り方」 報告：「岡山市ひきこもり地域支援センターの取り組みについて」 報告：「ひきこもり支援センターきづきの取り組みについて」 講演：「総社市におけるひきこもり支援の実践」 講師：総社市社会福祉協議会 大柳堅司 氏
依存症対策事業	アルコール依存症支援者専門研修	第 1 回 R2.9.1 会場：ピュアリティまきび	39 人	保健所、保健センター、地域包括支援センター、福祉事務所等の職員 等	講義：「アルコール対策の動向と一次予防」 講師：慈恵病院 医師 田中 増郎 氏
		第 2 回 R2.10.7 会場：ピュアリティまきび	38 人		講義：「アルコール依存症の理解と支援」 講師：岡山県精神科医療センター 医師 齊藤 暢紀 氏 体験発表 講師：岡山県断酒新生会 当事者
		第 3 回 R2.11.4 会場：ピュアリティまきび	37 人		講義：「動機づけ面接法～変わらない人を変える人に～」 講師：市ヶ谷みぎわ心のクリニック 医師 後藤 恵 氏

		第4回 R2.11.25 会場：ピュアリティまきび	29人		講義：「アルコール依存症家族への理解と支援（クラフトの活用）」 講師：林道倫精神科神経科病院 精神保健福祉士 上村 真実 氏 体験発表 講師：岡山県断酒新生会家族会 家族
依存症対策事業	事例に学び 事例でつながる アルコール専門研修	新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施せず	—	—	—
	一般医療機関アルコール専門研修	新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施せず	—	—	—
	薬物依存基礎研修	R2.12.4 13:30～16:30 会場：ピュアリティまきび	32人	医療、保健、福祉、教育、警察、消防等の関係機関職員	講義：「薬物依存症を取り巻く現状と基礎知識」 講師：岡山県精神科医療センター 医師 橋本 望 氏 体験発表： 「薬物依存症回復者の立場から」 講師：特定非営利活動法人 岡山 DARC 当事者 「薬物依存症家族の立場から」 講師：岡山家族会びあ 家族
	ギャンブル依存症基礎研修	R2.11.9 10:00～12:00 会場：ピュアリティまきび	41人	医療、保健、福祉、教育、警察等の関係機関職員	講義：「ギャンブル依存症を取り巻く現状と基礎知識」 講師：岡山県精神科医療センター 医師 宋 龍平 氏 体験発表：「ギャンブル依存症回復者の立場から」 講師：GA 岡山 当事者
精神障害者地域支援システム整備事業		新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施せず	—	—	—
	地域移行支援・定着支援事業研修会	新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施せず	—	—	—

児童思春期対策事業	思春期精神保健専門研修会	R2.12.22 13:30～15:30 会場：ピュアリティまきび	31人	思春期精神保健に関わる機関の職員 思春期精神保健に関わる機関の職員	講演：「若年の精神疾患について～統合失調症を中心として～」 講師：精神科医療センター 精神科医 佐藤 康治郎 氏
自殺対策推進事業	自殺予防のための支援者研修会	新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施せず	—	—	—
普及啓発事業	こころの健康講演会	新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施せず	—	—	—

【令和3年度】

	研修名	開催日	受講者数	対象	内容
ひきこもり対策事業	ひきこもり支援従事者研修会	R4.2.14 13:00～15:00 オンライン研修	34人	ひきこもり支援に携わっている支援者	「コロナ禍におけるひきこもり支援」報告：「ひきこもり支援センターきづき “コロナに気付かされたこと”」 講演：「対面の代替ではない、オンライン支援の取り組み実践」 講師：認定非営利活動法人 育て上げネット 桜庭 千秋 氏 菅原 亜矢子 氏
児童思春期対策事業	思春期精神保健専門研修会	第1回 R3.10.5 14:00～16:00 オンライン研修 第2回 R3.11.1 13:30～15:30 会場：ピュアリティまきび	第1回 10人 第2回 7人	思春期精神保健に関わる機関の職員	第1回 講演： 「統合失調症に罹った人を知る」 講師：岡山大学保健管理センター 岡部 伸幸 氏 第2回 内容：「こころの病気を学ぶ授業」

自殺対策推進事業	自殺予防のための支援者研修会	R3.10.1 13:30～15:30 会場：岡山市勤労者福祉センター	42人	教育、医療、保健、福祉、司法、消防、救急、警察等の関係機関職員	<p>【シンポジウム】 司会・コーディネーター： 岡山市こころの健康センター 所長 太田 順一郎</p> <p>【シンポジスト】 「若年層における自殺予防対策の取り組み～鳥取県の取り組み～」 鳥取県立精神保健福祉センター 所長 原田 豊 氏 「学校における包括的な自殺対策」 浜松市精神保健福祉センター 所長 二宮 貴至 氏</p> <p>【全体討議】</p>
依存症対策事業	アルコール依存症支援者専門研修	第1回 R3.7.16 オンライン開催	35人	保健所、保健センター、地域包括支援センター、福祉事務所等の職員	<p>講義：「アルコール対策の動向とその予防」 講師：ハートランドしぎさん 医師 長 徹二 氏</p>
		第2回 R3.9.10 オンライン開催	43人		<p>講義：「アルコール使用障害の治療と支援～どこからでもドア方式を目指して～」 講師：岡山県精神科医療センター 医師 橋本 望 氏</p> <p>体験発表 講師：岡山県断酒新生会 当事者</p>
		第3回 R3.11.11 会場：ピュアリティまきび	37人		<p>講義：「援助を拒む人への面接法 動機づけ面接法によって『変わらない人』を『変わる人』に変える」 講師：市ヶ谷みぎわ心のクリニック 医師 後藤 恵 氏</p>
		第4回 R3.12.1 会場：ピュアリティまきび	36人		<p>講義：「CRAFTを活用したアルコール依存症家族支援」 講師：林道倫精神科神経科病院 精神保健福祉士 上村 真実 氏</p> <p>体験発表 講師：岡山県断酒新生会家族会 家族</p>
依存症対策事業	事例に学び事例でつながる アルコール専門研修	第25回 R3.6.24 19:00～20:45 オンライン開催	68人	一般医療機関・アルコール専門病院の医師及びコメディカルスタッフなど	<p>事例提供 「減酒目標で始まり、断酒に至ったケース」 事例提供者： 岡山赤十字病院 肝臓内科部長 内科医 小橋 晴彦 氏</p> <p>岡山県精神科医療センター 精神科医 橋本 望 氏 精神科医 宋 龍平 氏</p>

依存症対策事業	一般医療機関アルコール専門研修	R3.11.12 19:00～20:30 オンライン開催	70人	市内医療保健福祉関係者	講演：「飲酒量低減療法の実際：減酒外来について」 講師：筑波大学 医学医療系地域総合診療医学 准教授 吉本 尚 氏
	薬物依存基礎研修	R3.10.1 9:30～12:00 オンライン開催	21人	医療、保健、福祉、教育、警察、消防等の関係機関職員	講演：「薬物依存症を取り巻く現状と基礎知識」 講師：岡山県精神科医療センター 医師 橋本 望 氏 体験発表： 「薬物依存症回復者の立場から」 講師：特定非営利法人岡山 DARC 当事者 体験発表： 「薬物依存症家族の立場から」 講師：岡山家族会びあ 家族
	ギャンブル依存症基礎研修	R3.12.8 13:30～16:00 オンライン開催	23人	医療、保健、福祉、教育、警察等の関係機関職員	講義：「ギャンブル問題 支援の心がけ」 講師：岡山県精神科医療センター 医師 宋 龍平 氏 体験発表：「ギャンブル依存症回復者の立場から」 講師：GA 岡山 当事者
精神障害者地域支援システム整備事業	地域移行・地域定着支援事業研修会	R3.6.23 13:30～16:00 会場：ほっとプラザ大供	79人	岡山市内の地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、保健所、保健センター、相談支援事業所に勤務する職員	講演：「当事者に寄り添った地域支援を行うために～治療を望まない方や支援につながりにくい方への関わり～」 講師：大和診療所 医師 藤田 大輔 氏
		新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施せず	—	—	—
普及啓発事業	こころの健康講演会	R4.1.24 15:00～16:30	53人	岡山市民、岡山市内の精神医療保健福祉関係者および教育関係者	【基調講演】 「コロナウイルス感染症が社会に与える影響について」 講師：筑波大学医学医療系災害・地域精神医学 准教授 高橋 昌 氏

イ 講師派遣

【令和2年度】

依頼者	開催日	受講者数	対象	演題	講師
岡山市教育委員会 指導課	R2.4	新型コロナ ナ感染防 止のため 中止	市内幼・小・中・ 高の危機管理担 当者	「自殺予防について」	保健師
岡山市精神障害者 家族会連絡会	R2,10,26	15人	家族会会員	「まだ医療に繋がっていない 患者さんと出会うとき」	医師
岡山市保健所	R3,1,5	24人	保健所・福祉事 務所・社協職員	「岡山市自殺対策推進センターの取 り組みについて」	保健師

【令和3年度】

依頼者	開催日	受講者数	対象	演題	講師
岡山市教育委員会 指導課	R3,4,28	182人	市内幼・小・中 危機管理担当者	「自殺予防について」	精神保健 福祉士
岡輝ケアカフェ	R3,6,8	30人	ケアマネジャー・ 福祉関係者・ 介護事業所従事者	「こころの病を持つ人を地域で 支えるためにどう連携するか」	精神保健 福祉士
岡山市スクールカウ ンセラー研修会	R3,7,6	42人	岡山市内スクール カウンセラー	「精神科病院長期入院者の地域移 行支援」	保健師
竜操学区健康市民 おかやま21	R3,7,15	34人	市民おかやま21 推進委員・ 一般住民・ プラザ財田職員	「ひきこもりの理解と支援」	保健師
上南公民館	R3,7,26	16人	オレンジクロ ーバーの会会員・ 学区一般市民	「ひきこもりの理解」	保健師
御津地区民生委員会	R3,11,17	41人	地区民生委員・ 地区児童委員・ 社協職員・ 保健師	「ひきこもりの理解と支援」	保健師
高松地区民生委員会	R3,11,18	27人	地区民生委員・ 地区児童委員	「ひきこもりの理解と支援」	保健師
特定非営利活動法人 いちごの会	R4,2,25 (オンライン)	80人	アクション 関連問題に携わ る支援者・当事 者・家族	「岡山市依存症早期支援ネットワ ーク」	精神保健 福祉士

4 普及啓発事業

(1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 6 条
- ・精神保健福祉センター運営要領（平成 8 年 1 月 19 日健医発第 57 号厚生省保健医療局長通知）
- ・精神保健福祉センターにおける特定相談事業実施要領
(昭和 64 年 1 月 5 日健医発第 3 号厚生省保健医療局長通知)
- ・心の健康づくり推進事業実施要領（昭和 60 年 6 月 18 日健医発第 727 号厚生省保健医療局長通知）

(2) 趣旨

一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び保健センターが行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(3) 事業内容

ア パンフレット・リーフレット等の作成（81 ページ参照）

お酒の飲み方セルフチェックポスター	依存症対策事業
無料アルコール出前講座「おいしくお酒を飲むための教室」 PR 用チラシ	
アルコール関連問題啓発週間ポスター	
ギャンブル依存症相談カード	
処方薬・市販薬依存症相談カード	
覚せい剤依存症相談カード	自殺対策事業
あなたのつらい状況を誰かに相談できていますか（自殺対策推進センター広報カード）	
こころの健康工場でイキイキした職場に！（職域向け自殺対策相談窓口普及啓発チラシ）	センターだより
岡山市こころの健康センターだより第 12 号・第 13 号	

イ その他の普及啓発

自殺予防週間（9月）及び月間（3月）パネル展（保健所健康づくり課と共催）

アルコール関連問題啓発週間（11月）パネル展（保健所健康づくり課と共催）

レディオMOMO（岡山シティエフエム）

年度	放送日	テーマ
R2	6月16日	ギャンブル依存症対策について
	1月5日	精神障害者保健福祉手帳について
R3	6月18日	自死遺族 わかちあいの会について
	3月4日	自殺対策強化月間について

Oni ビジョン（ケーブルテレビ）

年度	放送日	テーマ
R3	10月後半	コロナ禍でのこころの健康について

5 調査研究

(1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条
- ・精神保健福祉センター運営要領（平成8年1月19日健医発第57号厚生省保健医療局長通知）

(2) 趣旨

地域精神保健福祉活動の推進、並びに精神障害者の社会復帰の促進、及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、市及び関係機関が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(3) 調査内容

ア 学会発表一覧（論文・資料は46ページ参照）

年度	学会名	演題名
R2	第16回日本司法精神医学会	司法精神医学における自閉スペクトラム症の位置づけ —責任能力、情状そして処遇—
	第40回日本社会精神医学会	コロナ禍における地域移行支援の現状 —岡山市こころの健康センターの実績から—
R3	アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会	岡山市のアルコール関連問題 GP ネット

イ 調査研究一覧

年度	テーマ	担当
R2	厚生労働行政推進調査事業費 補助金（障害者政策総合研究事業） 地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究（19GC2003） 分担班「措置通報および措置入院の実態に関する研究」	研究協力者 太田 順一郎
	厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（精神障害分野）） 地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究 精神障害者の意思決定及び意思表示支援に関する研究 —入院中の精神障害者の権利擁護に関する研究—	研究協力者 太田 順一郎
	厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業（精神障害分野）） 「地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究」 分担研究「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する研究」	オブザーバー 太田 順一郎

	厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（精神障害分野）） 「精神障害者の地域生活支援を推進する政策研究」 分担研究「精神障害者の権利擁護に関する研究」	研究協力者 太田 順一郎
R3	厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（精神障害分野）） 地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究 措置通報および措置入院の実態に関する研究	研究協力者 太田 順一郎
	厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業） 地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究 精神障害者の意思決定及び意思表明支援に関する研究 —入院中の精神障害者の権利擁護に関する研究—	研究協力者 太田 順一郎
	厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業（精神障害分野）） 「地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究」 分担研究「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する研究」	オブザーバー 太田 順一郎
	厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（精神障害分野）） 「精神障害者の地域生活支援を推進する政策研究」 分担研究「精神障害者の権利擁護に関する研究」	研究協力者 太田 順一郎
	厚生労働省 令和3年度障害者総合福祉推進事業 「退院後生活環境相談員の業務と退院支援委員会の開催等の実態に関する全国調査」	作業部会構成員 木本 達男
	「令和3年度 岡山市こころの健康に関する意識調査」	太田 順一郎 奥平 菜穂子

6 精神保健福祉相談事業

(1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条並びに第47条第1項、第2項及び第5項
- ・精神保健福祉センター運営要領（平成8年1月19日健医発第57号厚生省保健医療局長通知）
- ・精神保健福祉センターにおける特定相談事業実施要領
(昭和64年1月5日健医発第3号厚生省保健医療局長通知)
- ・心の健康づくり推進事業実施要領（昭和60年6月18日健医発第727号厚生省保健医療局長通知）

(2) 趣旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑または困難なものについて心の健康相談から、精神科医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール・薬物、思春期等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。

(3) 業務内容

相談及診療は精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び診療で、複雑又は困難なケースを対象とする。

一般医療機関では取組みにくい領域を対象とした専門相談を設けており、「依存症相談」「思春期相談」「自死遺族専門相談」がある。

ア 相談

◆ 専門相談

予約制。精神科医等の専門職が対応する。

内 容	令和2年度		令和3年度	
	実人数	延人数	実人数	延人数
依存症相談	36	146	36	132
思春期相談	22	107	10	63
自死遺族相談	5	29	4	33

◆ こころの電話相談

区分 年度	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	こころの健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他※	計
	R2	10	7	48	3	8	11	53	520	39	2	4	3,385
R3	18	1	54	7	41	7	43	744	60	1	8	2,641	3,625

※ 「老人精神保健」から「うつ・うつ状態」までに該当しない精神保健福祉に関する相談・支援（ひきこもり含む）

◆ 来所相談

区分 年度	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	こころの健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他※	延人数合計	実人数
	R2	8	10	20	4	20	1	91	96	100	1	11	1,199	1,561
R3	1	18	14	3	29	1	66	71	28	10	0	1,114	1,355	349

※ 「老人精神保健」から「うつ・うつ状態」までに該当しない精神保健福祉に関する相談・支援（ひきこもり含む）

◆ 訪問

区分 年度	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	こころの健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他※	延人数合計	実人数
	R2	3	247	51	1	2	0	59	104	25	0	1	1,150	1,643
R3	3	363	42	1	18	0	29	85	14	0	0	1,167	1,722	267

※ 「老人精神保健」から「うつ・うつ状態」までに該当しない精神保健福祉に関する相談・支援（ひきこもり含む）

イ 診療（外来診察・往診）

精神保健関係機関からの要請等により、精神科医が対応する。

<診療・往診の内訳>

区分 年度	診察		往診	
	実人数	延人数	実人数	延人数
R2	77	506	34	606
R3	59	559	34	601

(実人数)

	R2	R3
F0 症状性を含む器質性精神障害	1	1
F1 精神作用物質使用による精神および行動の障害	8	6
F2 統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害	48	39
F3 気分（感情）障害	10	10
F4 神経症障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	12	11
F5 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	0	0
F6 成人のパーソナリティおよび行動の障害	24	20
F7 精神遅滞（知的障害）	0	0
F8 心理的発達障害	7	5
F9 小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	0	0
F99 精神障害、他に特定できないもの	11	1
合計	111	93

7 その他事業

● 精神障害者地域支援システム整備事業

(1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条
- ・精神保健福祉センター運営要領（平成8年1月19日健医発第57号厚生省保健医療局長通知）
- ・精神保健福祉センターにおける特定相談事業実施要領（昭和64年1月5日健医発第3号厚生省保健医療局長通知）

(2) 概要

「入院医療中心から地域生活中心へ」という方策を進めるため、「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」に取り組むとともに、こころの健康センターの専門職員が病院を訪問し、病院職員と協力して「退院意欲向上支援」に取り組む。さらに、病院から地域生活への退院支援を併せて実施して、地域への定着支援を推進する。

(3) 内容

ア 地域移行・地域定着支援事業

○ 精神科病院でのグループ活動

精神科病院への長期入院などにより退院意欲が低下している入院患者を対象に、病院やピアサポーターと協働してグループワークを行っているが、令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルスの影響で実施できなかった。

令和2年度、令和3年度

病 院 数	実施回数	参加人数(延)	企画会議実施回数
2	0	0	0

○ 地域移行・地域定着支援

精神科病院に入院中の精神障害者に対して、病院や関係機関と協力して、退院に向けた支援及び、退院後地域で暮らしを持続するための支援を実施した。実施にあたっては、地域生活をしているピア・サポーターとの交流や地域施設の見学、外泊体験など社会資源の活用を行った。

		対象者数 (実)	支援回数 (延)	支援内容内訳	
				面接・外出支援 ・TEL	関係機関 と連絡
R2	移行	92	1,460	470	990
	定着	12	497	203	294
R3	移行	73	1,478	471	1,004
	定着	12	711	290	421

○ 精神障害者地域交流会

地域で生活している精神障害者や入院中の精神障害者と地域住民が直接交流する機会をつくることで、精神疾患に関する理解の普及啓発に努め、精神障害者の地域生活が安定する環境づくりを行っている。

【令和2年度】

	第1回	第2回	第3回
実施日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
会場			
内容			
参加者数			

【令和3年度】

	第1回	第2回	第3回
実施日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
会場			
内容			
参加者数			

○精神障害者地域移行支援連絡会

精神科病院の長期入院者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、精神科病院の支援者と、地域支援事業所の支援者の円滑な連携を促進することを目的に、事例検討を中心として、退院支援の取り組みについての話し合いを平成30年度から開催している。

【令和2年度】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

【令和3年度】

	実施日	会場	参加人数
1	令和3年9月29日(金) 17:00~19:00	オンライン	医療機関 18人 相談支援事業所 15人 行政機関 2人
2	令和4年1月中旬予定だったが新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	—	—

※令和4年度から、障害者基幹相談支援センターとも連携し地域移行WGにおける協議に移行。

イ 地域精神保健危機介入・継続支援体制整備事業

地域生活の維持・継続が困難となっている精神障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように地域支援を行っている。

年度	対象者数 (実)	支援回数 (延)	支援内容内訳				
			訪問	面接	診察 往診	機関相談	電話
R2	35	688	154	32	105	141	256
R3	56	1,494	365	31	201	459	438

ウ 岡山市精神病院入院患者実態調査

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者を把握し、岡山市こころの健康センターにおける地域移行支援事業推進のための基礎資料とするために、平成 29 年度から、岡山市内で病床を有する精神科の 8 病院に対し実施している。の病状と医師が判断する退院の可能性等を調査している。

年度	長期入院患者数 (1 年以上)	受け入れ条件が整えば 退院可能な患者数
R2	1,091	311
R3	1,187	311

(調査項目 80 ページ参照)

● 依存症対策推進事業

(1) 根拠法令

- ・アルコール健康障害対策基本法
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条
- ・ギャンブル等依存症対策基本法
- ・精神保健福祉センター運営要領（平成8年1月19日健医発第57号厚生省保健医療局長通知）
- ・精神保健福祉センターにおける特定相談事業実施要領
(昭和64年1月5日健医発第3号厚生省保健医療局長通知)
- ・依存症総合相談支援事業実施要項（平成29年6月13日障発0613第2号）

(2) 概要

アルコール、薬物、ギャンブル等を中心とした依存の問題を抱える当事者、家族及び支援担当者に対し、助言、情報提供など支援の充実を図るとともに効果的な依存症対策を推進する。また、岡山市こころの健康センターでは、平成30年4月に「岡山市依存症対策推進センター」を標榜した。

(3) 内容

ア 職域依存症対策推進事業

壮年期の習慣飲酒者に早期に介入し依存症への移行を予防するため、アルコール依存症予防早期介入実践プログラム「おいしくお酒を飲むための教室」を作成し、市内事業場において実施するとともに、産業保健分野との連携によりその普及を図る。

○アルコール依存症予防早期介入実践プログラム「おいしくお酒を飲むための教室」の実施

年度	プログラムA (初期介入プログラム) 講義+グループワーク			フォローアップ (継続的介入プログラム) グループワーク			プログラムB 講演のみ(1時間)		
	事業場数	回数	人数	事業場数	回数	人数	事業場数	回数	人数
R2	2	2	25	0	0	0	1	1	26
R3	1	1	20	0	0	0	2	2	523

イ 一般医療機関・アルコール専門病院ネットワーク化事業

一般医療機関とアルコール専門病院の連携により、一般医療機関を受診するアルコール関連問題を有する患者を、より早期にアルコール専門治療や支援に導入するためのネットワークシステムを構築する。

	令和2年度		令和3年度	
	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数
アルコール依存症早期支援ネットワーク会議	2回	38人(延)	3回	48人(延)
事例に学び 事例でつながる アルコール専門研修	0回	0人(延)	1回	68人(延)
一般医療機関アルコール専門研修	0回	0人	1回	70人

ウ ギャンブルからの回復支援プログラム (OCAT-G*)

ギャンブルの問題で悩みを抱えている当事者がギャンブル依存症に関する正しい知識や対応方法を学ぶため、1クール全5回で実施した。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため1クールのみ実施

年度	参加者数	
	実	延
令和2年度	3人 (全て個別)	9人
令和3年度	5人 (集団3人、個別2人)	14人

*OCAT-G

Okayama City Addiction Recovery Training Program For Gambling Disorder の略
島根県立心と体の相談センターの SAT-G のテキストを活用

● 地域自殺対策推進センター事業

(1) 根拠法令

- ・自殺対策基本法(平成 18 年 6 月成立、平成 28 年 3 月改正)
- ・自殺総合対策大綱(平成 29 年 7 月閣議決定)
- ・地域自殺予防情報支援センター運営事業の実施について
(平成 21 年 3 月 27 日付け障発第 0327005 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

(2) 概要

全国では毎年 2 万人を越える人が、岡山市においては毎年 100 人前後の人が自殺で亡くなっている。国では、自殺対策基本法の制定や自殺総合対策大綱を策定し、国、地方自治体、関係団体、民間が広く連携しながら自殺対策に取り組むこととしている。岡山市こころの健康センターでは、H27 年 4 月に「岡山市自殺予防情報センター」(H29 年 4 月より自殺対策推進センター)を開設し、自殺の危機要因を複数もつハイリスク者に対する相談支援を救急病院等と連携し行うとともに自死遺族支援及び支援者の人材育成等を行っている。

(3) 内容

ア 相談支援

対応事例数 (実)

	R2	R3
新規	30	39
継続	37	46
計	68	85

支援件数 (延)

	R2	R3
電話	420	477
面接	112	173
訪問	261	188
関係機関からの相談	121	126

イ 機関連携

○巡回訪問

		R2	R3
救急外来	病院数	8	7
	回数	8	7

ウ 弁護士派遣

年度	派遣回数
R2	2
R3	3

エ 特別相談会（暮らしとこころの相談会）

年度	開催回数	参加者数	
		実	延
R2	1	5	5
R3	2	14	14

オ 自死遺族支援

○わかちあいの会

年度	開催回数	参加者数	
		実	延
R2	12	2	2
R3	12	14	14

カ 人材育成

○自殺予防のための支援者研修会

年度	開催回数	参加者数
R2	※新型コロナウイルスの影響で中止	
R3	1	42

○自殺予防対策ゲートキーパー研修

年度	講師派遣回数	受講者数（延）
R2	1	24
R3	2	224

キ グループ活動

○うつ病のための認知行動療法（CBT）

1クール全8回

対象：①うつ病またはうつ病に類する疾患により精神科・心療内科に通院中の方
（統合失調症・双極Ⅰ型障害によるうつ状態は除く）

②継続した参加ができる程度に病状や生活リズムが安定している方

③主治医がプログラムへの参加に同意している方

年度	実施回数 (クール)	受講者数	
		実	延
R2	1	4	32
R3	1	4	32

● ひきこもり地域支援センター事業

(1) 根拠法令

- ・生活困窮者自立支援法(平成 25 年度法律第 105 号)
- ・生活困窮者自立相談支援等事業実施要綱

(2) 概要

ひきこもりの状態にある本人や家族が、地域の中で最初にどこに相談したらよいかを明確にして、より支援に結びつきやすくすることを目的に、ひきこもりに特化した相談窓口である「岡山市ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもり本人や家族等への支援を実施する。

岡山市ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり本人や家族等への支援を実施する（一部事業は社会福祉法人手をつなぐ育成会へ委託）。

(3) 内容

ア 相談支援

➤ 支援件数（延）

	来所面接	訪問	電話相談 (専用電話含む)	手紙・メール
令和 2 年度	717	328	1,296	275
令和 3 年度	628	286	1,040	178

➤ 専用電話相談（延）

相談者の種別	本人	家族	関係者	その他	不明	総数
令和 2 年度	22	67	9	5	7	110
令和 3 年度	27	71	25	3	5	131

対象者性別	男性	女性	不明	総数
令和 2 年度	74	23	13	110
令和 3 年度	76	34	21	131

➤ 新規相談（実）

相談者の種別	本人	家族	本人+家族	関係者	その他	不明	総数
令和 2 年度	8	27	6	0	0	0	41
令和 3 年度	14	15	7	0	0	0	36

対象者性別	男 性	女 性	総 数
令和2年度	35	6	41
令和3年度	32	4	36

対象者年齢	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	総 数
令和2年度	8	16	11	4	2	0	41
令和3年度	7	15	7	5	2	0	36

ひきこもり期間	6ヶ月未満	.6ヶ月～1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上	不明	総 数
令和2年度	7	8	6	10	5	5	0	41
令和3年度	2	4	10	8	4	8	0	36

活動範囲	令和2年度	令和3年度
就労または就学・非ひきこもり	2	0
未就労・未就学・友人関係あり・地域活動参加	7	0
未就労・未就学・友人関係なし・外出可能	19	18
夜間・近所など条件付で外出可能	5	11
外出不可・家庭内では自由に活動可能	6	6
自室内に閉じこもり	2	1
その他	0	0
不 明	0	0
総 数	41	36

相談経路	令和2年度	令和3年度
広 報	0	0
保 健 所	0	0
市 町 村	3	3
警 察	0	0
医療機関	1	3
福祉機関	0	0
教育団体	0	1
民間団体	1	0
そ の 他	36	29
不 明	0	0
総 数	41	36

➤ 継続相談（実）

相談者の種別	本人	家族	本人+ 家族	関係者	その他	不明	総数
令和2年度	80	92	20	0	0	0	192
令和3年度	39	63	66	0	0	0	168

対象者性別	男性	女性	総数
令和2年度	147	45	192
令和3年度	135	33	168

対象者年齢	19歳 以下	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60歳 以上	総数
令和2年度	11	87	67	24	3	0	192
令和3年度	13	75	53	23	4	0	168

イ 小集団活動（交流会）

令和2年度 実施回数：10回 参加者数 30人

内容：ペタンク、ヨガ、パン作り、エコバック作りなど

令和3年度 実施回数：7回（コロナウィルスの影響で複数回中止） 参加者数 20人

内容：ヨガ・ストレッチ、近隣散策、うちわ作り、アクアリウム作りなど

ウ 家族教室

【目的】 ひきこもりの子どもがいる家族を対象に教室を開催し、ひきこもりの子どもに対する理解を深め、子どもとの関わりについて考える機会とする。また、家族同士が交流し、エンパワメントする場とする。令和2年度より講義形式ではなく、家族の集いとして自由に話せる場となる事を目的に開催。参加家族の満足度も高かったため、試験的に令和3年度より定例会として実施。

【対象】 ひきこもり支援センターを利用している家族

【実施内容】

➤ 令和2年度 2回実施 延参加人数 27人

➤ 令和3年度 2回実施 延参加人数 15人

*（コロナ禍で1回中止）

エ 委託事業（居場所・就労支援・社会参加応援）

【令和2年度】

利用者数（実）

	～10代	20代	30代	40代	50代	不明	合計
男性	0	1	3	1	0	0	5
女性	0	0	1	0	0	0	1
合計	0	1	4	1	0	0	6

支援回数

支援内容	面接	訪問	電話	メール
	71	2	35	0

社会参加応援

	実施回数	利用者数	
		実	延
集団プログラム	202	5	453
個別プログラム	13	3	13

就労支援

実施回数	利用者数
35	66

【令和3年度】

利用者数（実）

	～10代	20代	30代	40代	50代	不明	合計
男性	0	2	4	1	0	0	7
女性	0	0	1	0	0	0	1
合計	0	2	5	1	0	0	8

支援回数

支援内容	面接	訪問	電話	メール
	115	13	171	39

社会参加応援

	実施回数	利用者数	
		実	延
集団プログラム	146	6	447
個別プログラム	49	7	49

就労支援

実施回数	利用者数
88	103

オ 人材育成

➤ ひきこもりサポーター派遣事業

令和2年度 ひきこもりピアサポーター 8人登録 派遣回数：2回

令和3年度 ひきこもりピアサポーター 5人登録 派遣回数：0回

➤ ひきこもり支援従事者研修（委託）

令和2年度 開催回数：1回 参加者数：19人

令和3年度 開催回数：1回 参加者数：34人

● 児童・思春期精神保健対策事業

(1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条
- ・精神保健福祉センター運営要領（平成8年1月19日健医発第57号厚生省保健医療局長通知）
- ・精神保健福祉センターにおける特定相談事業実施要領

（昭和64年1月5日健医発第3号厚生省保健医療局長通知）

(2) 概要

思春期は心身の変化が著しく、子どもから大人へと少しずつ成長していく時期であり、自意識のめばえや人間関係の複雑化などによって悩みが多くなることもある。場合によっては、苦しさや辛さからこころの健康を保てなくなることがある。

また、精神的に不安定な時期にある思春期の子どもの問題行動が多く発生しており、不登校やひきこもり、家庭や学校での暴力など、問題は複雑・多様化していることから、児童思春期精神保健対策を推進し、子どもの成長発達を支援する。

(3) 内容

ア 思春期精神保健相談

年度	実数	延回数
令和2年度	22人	107回
令和3年度	10人	63回

イ こころの健康早期支援事業

市内の中学生が精神疾患に対する正しい知識を習得することで、その誤解や偏見を防止し、更に、自らが精神的不調や疾病を抱えた際に早期に専門医療や相談支援に結びつくことを目的として、教師が精神疾患をテーマに授業を行っている。

- 人権教育での取り組み（授業）

人権教育の中で精神疾患について学び、正しい知識を得ることを目的に授業を実施する。

- 実践評価検討会

精神科医、教育委員会、学校関係者などで学習内容などの評価検討を行う。

- 専門相談

精神疾患の疑いのある生徒に関して生徒自身やその家族、または教員に対し、精神科医などを派遣し専門相談を実施する。

令和2年・令和3年ともに実績なし

- 学校説明会

令和2年度 0件

令和3年度 0件

ウ 人材育成

○ 研修

・ 思春期精神保健専門研修会

令和2年度 開催回数：1回 参加者数：31人

令和3年度 開催回数：2回 参加者数：第1回 10人、第2回 7人

8 組織育成

(1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 6 条
- ・精神保健福祉センター運営要領（平成 8 年 1 月 19 日健医発第 57 号厚生省保健医療局長通知）

(2) 趣旨

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このためセンターは、精神保健福祉に関する民間団体等の組織育成に努めるとともに、保健所、保健センター並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(3) 業務内容

	名 称	内 容
断酒会	NPO 法人 岡山県断酒新生会・家族会	会作成の会報誌やリーフレットをセンター窓口へ配置・配布、研修会への講師依頼
	NPO 法人 おかやま たけのこ会・家族会	
DARC	岡山ダルク	会作成の会報誌やリーフレットをセンター窓口へ配置・配布、研修会への講師依頼、施設見学、ミーティングへの参加
薬物依存家族会	家族会ぴあ	研修会への講師依頼
GA	GA 岡山グループ	会作成のミーティング案内をセンター窓口へ配置・配布、研修会への講師依頼、ミーティングへの参加
ギャンブル依存症家族会	ギヤマノン	会作成のリーフレット等をセンター窓口へ配置・配布
	NPO 法人 全国ギャンブル依存症家族の会	会作成のリーフレット等をセンター窓口へ配置・配布

9 精神医療審査会

(1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 6 条第 2 項第 3 号、第 12 条～第 15 条、第 38 条の 3 及び第 38 条の 5
- ・精神医療審査会運営マニュアル（平成 12 年 3 月 28 日障第 209 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）

(2) 趣旨

精神医療審査会（以下、「審査会」という）は精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している患者の入院の適否、処遇等について、専門的かつ独立的に審査を行う機関である。審査会は業務の専門性に配慮するとともに、審査の客観性、独立性の一層の確保を図るため、その事務等は精神保健福祉センターにおいて行うものとされている。

(3) 業務の概要

岡山市精神医療審査会は 6 つの合議体からなり、1 合議体当たりそれぞれ医療委員（精神保健指定医）2 名、法律家委員（弁護士）2 名、有識者委員 1 名（精神保健福祉士又は保健師）の 5 名、合計 30 名で構成されている。また、合議体に属さない予備委員は、令和 3 年度末で合計 11 名（医療委員 7 名、有識者委員 4 名）となっている。

審査会は①精神科病院から提出される措置入院者定期病状報告書、医療保護入院者入院届及び医療保護入院者定期病状報告書（以下「定期の報告等」という。）の審査、②精神科病院の入院患者からの退院請求及び処遇改善請求（以下「退院等の請求」という）の審査を行う。

ア 審査会の開催回数

【全体会議】

全体会議は、各合議体の審査基準等の調整等を行う会議であり、原則として年 1 回開催する。

	開催回数	主な議題
2 年度	1 回	定期病状報告書等の審査について、「認知症患者の認知機能の低下と知能の低下の関係」、「医療保護入院時の同意能力の有無の記載内容」、「今後の治療方針」欄の個別性に配慮した記載内容について協議、整理を行った。
3 年度	1 回	定期病状報告書等の審査について、添付される「退院支援委員会会議記録」で読み取れる本人出席率について共有、審査の方向性について整理を行った。退院等請求に関して、措置入院者の退院請求について「他形態への入院形態変更が適当」と判断された場合、その後の流れについて協議を行った。

【合議体】

定期の報告等や退院等の請求の審査は、各合議体の会議において行う。合議体の審査結果は、審査会の決定となる。

令和 2 年度・・・30 回 令和 3 年度・・・31 回

イ 審査件数

令和2年度	件数	うち「入院又は処遇は不適当」	うち「他の入院形態への移行が適当」
措置入院者定期病状報告	10	0	0
医療保護入院者の定期病状報告	1,082	0	0
医療保護入院者の入院届	2,806	0	0
退院請求	82	0	3
処遇改善請求	7	0	0
令和3年度	件数	うち「入院又は処遇は不適当」	うち「他の入院形態への移行が適当」
措置入院者定期病状報告	5	0	0
医療保護入院者の定期病状報告	990	0	0
医療保護入院者の入院届	2,684	0	0
退院請求	77	0	1
処遇改善請求	8	0	0

平成22年度からは、退院等の請求を行った患者に対して弁護士による権利擁護を受ける権利があることを書面にて告知（意見聴取の実施通知書に弁護士会（リーガルエイド岡山）の電話番号を記載）しており、又、患者、家族及び代理人である弁護士による合議体の会議での意見の陳述も実施している。

	令和2年度	令和3年度
弁護士である代理人がついた退院等の請求	5件	4件
患者・家族及び代理人による意見陳述の実施	1件	0件



10 自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の判定

(1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第23号）第6条第4項
- ・精神障害者保健福祉手帳制度実施要領（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）
- ・精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について
（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知）
- ・精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について
（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知）
- ・自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱
（平成18年3月3日障発第03030002号厚労省障害保健福祉部長通知）
- ・岡山市こころの健康センター条例（平成20年市条例第93号）第6条

(2) 趣旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項の規定による自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

(3) 業務の概要

精神障害者保健福祉手帳の判定及び自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定を、精神保健福祉に造詣の深い医師5名で構成される岡山市自立支援医療費（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳審査委員会（以下「審査委員会」という）において行っている。

当センターでは、申請窓口である保健センターで受理した申請書の送達を受け、審査委員会に付議、審査結果に基づき精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院医療）を発行している。

ア 審査委員会の開催回数

令和2・3年度ともに年12回（毎月1回）

イ 精神障害者保健福祉手帳

◆審査件数

精神障害者保健福祉手帳を障害年金証書等により申請する場合は審査委員会への付議を要さず、当センターから年金事務所等へ障害等級、傷病名等を照会することで、判定を行っている。

診断書		令和2年度	令和3年度
審査件数	総件数	2,494	2,821
	うち新規	742	844
	うち更新	1,716	1,954
	うち等級変更	36	23
結果	承認	2,337	2,674
	不承認	55	62
	審査保留※	102	85

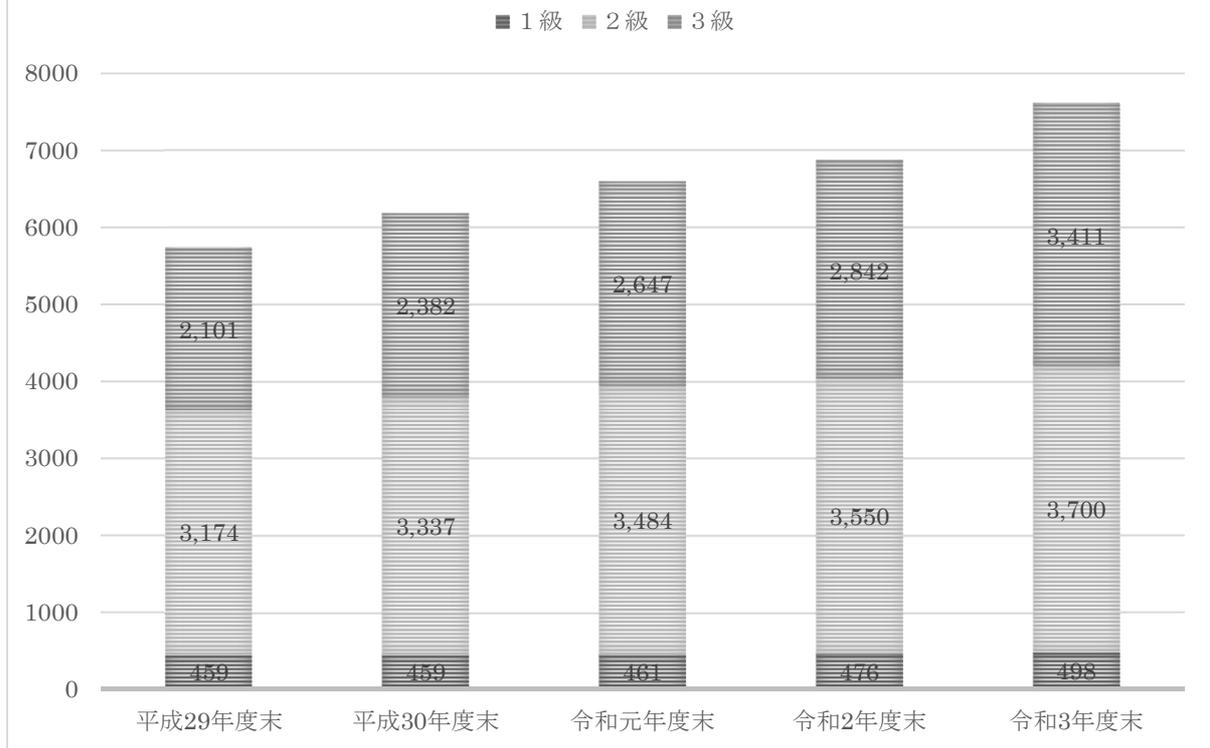
※審査保留は延べ件数

年金証書		令和2年度	令和3年度
申請件数	総件数	1,126	1,277
	うち新規	200	232
	うち更新	887	994
	うち等級変更	39	51
結果	承認	1,117	1,264
	不承認	9	13
	審査保留※	0	0

◆ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

等級	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末
1級	459	459	461	476	498
2級	3,174	3,337	3,484	3,550	3,700
3級	2,101	2,382	2,647	2,842	3,411
合計	5,734	6,178	6,592	6,868	7,609

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



ウ 自立支援医療費（精神通院医療）

◆審査件数

		令和2年度	令和3年度
審査件数	診断書要件数	4,535	7,958
	うち新規	1,994	2,516
	うち更新	2,541	5,442
	診断書不要件数	2,647	7,346
結果	承認	7,137	15,215
	不承認	4	8
	審査保留※	41	81

※審査保留は延べ件数

◆自立支援医療費（精神通院医療）受給者数

障 害 名	ICD コード	29年度 末	30年度 末	元年度 末	2年度 末	3年度 末
症状性を含む器質性精神障害	F 0	430	436	462	517	440
精神作用物質使用による精神および行動の障害	F 1	338	336	349	381	334
統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害	F 2	3,616	3,631	3,666	3,826	3,708
気分（感情）障害	F 3	4,111	4,341	4,522	5,068	4,893
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F 4	1,591	1,638	1,733	1,960	1,862
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	F 5	73	78	74	80	79
成人のパーソナリティおよび行動の障害	F 6	59	63	62	71	66
精神遅滞（知的障害）	F 7	106	119	134	175	171
心理的発達の障害	F 8	1,405	1,547	1,758	2,116	2,068
小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	F 9	369	425	487	600	570
てんかん	G 4 0	700	778	788	899	910
その他の精神障害	F 9 9	0	0	0	0	0
合 計		12,798	13,392	14,035	15,693	15,101

受給者数

自立支援医療費（精神通院）受給者数の推移

